

44-1

昭和十六年

滿支  
外地  
渡航  
取締  
例規

国立公文書館	
分類	⑤ ④
排架番号	3 A
	15
	44-1

44-1  
6

滿支  
外  
地  
渡  
航  
取  
締  
例  
規

238928

31231

国立公文書館	
分類	
配架番号	11
	44-1

昭和十六年八月十六日

外務省

各 關 府 縣 長 官

内務省 警 保 局 長

受 取 人 留 定 取 理 二 國 大 ル 件

邦人ノ被取ニ關シテハ昨午五月七日閣議決定ノ方針ニ基キ  
協約ノ止其ノ程度ニ照シテ決定實施中ノ建議ノ取極力大ニ且  
正セラレクニ結スル旨ヲ決定シタリニ依リ今般之ニ整理  
近一取扱單一ヲ制定シタルニヨリ閣議決定ノ取理人新定  
關スル件一ニ各府縣下ノ閣令其ノ取扱方右ニ依リ實施相成  
道面衣之各府縣ハ之ニ依リ

昭和十六年八月七日



昭和十五年五月二十二日 警保局外發甲第三五號

渡支邦人暫定處理ニ關スル件

昭和十五年五月二十七日 警保局外發甲第四一號

渡支邦人暫定處理ニ關スル件

昭和十五年六月一日 警保局外發甲第四四號

渡支邦人暫定處理ニ關スル件

昭和十五年八月十三日 警保局外發甲第七二號

渡支邦人暫定處理ニ關スル件

昭和十五年九月十六日 警保局外發甲第七九號

渡支邦人暫定處理ニ關スル件

昭和十五年十二月二十三日 警保局外發甲第一一五號

渡支邦人暫定處理ニ關スル件

渡支邦人暫定處理ニ關スル件

昭和十五年五月七日閣議決定

從來渡支者ニ對スル身分證明書ノ發給ニ關シテハ昭和十二年八月三十一日附米三檢密合第三七七六號外務大臣發各地方長官宛依命書

「不良分子ノ渡支取締方ニ關スル件」ニ依リ取扱上モトモ本人ノ素性、経歴、平素ノ行動等ニ依リ渡支後不正行爲ヲ爲ス虞ナキヤ否

ヤチ考慮ノ上其ノ慮ナキ者ニ限り右證明書ヲ發給シツツアリシ處該制度實施以來客年十二月末迄ニ於ケル本邦人渡支者ノ延入員ハ五十

九萬人ニ達スル状態ナリ一方現地ニ於ケル圓系通貨（銀券、軍票等）ノ騰服著シク之ガ價値維持ノ必要上極力是等圓系通貨ノ把渡ヲ

防止スルノ措置ヲ講ズルハ喫緊ノ要務ナル處此種通貨ノ把渡ヲ防止スル手段ニ關シテハ各方面ニ涉リ夫々ノ見地ヨリ詳細ニ検討

要スヘキコト勿論ナルモ上記ノ渡支者ニ於テモ夫々相當ノ措置ヲ行シ現地ニ於テ圓系通貨ヲ放出スル次第ニテ其ノ額ハ一ヶ年程度不

一億圓ノ巨額ニ達スル實情ナルニモ雖モ此方面ヨリスル渡支取締ノ

影響ヲ防止スルコトモ亦重要ナル事ナリ

（以下省略）

中ニハ其ノ渡支ノ目的理由等ニ對シテ必ずシテ主權ヲ如キ現地ノ警察  
シタル實情ヲ無視シテ迄渡支セシムルノ必要ナキ者多ク有之モノト  
認メラルルノミナラズ警察、慰問等ニ藉口スル不要不急ノ旅行客亦  
尠カラザル現狀ナルニ付テハ渡支身分證明書ノ發給ニ當リテハ獨リ  
警察上ノ取締ニ止マラズ現地ノ實情ト睨ミ合セ在支關係通貨放出制  
限ノ見地ヨリ不必要ト認メラルル邦人ノ渡支ハ極力制限スルコト適  
切要ナリ。

仍テ今後ハ從來ニ於ケル不良分子ノ取締ノ外概ネ別紙ノ取扱方針ヲ  
モ併セ實施シ不要不急ノ目的ニ出ツル支那渡航ヲ禁止シ以テ國策ノ  
緊急性ニ即應スルコトト致度

「別紙」

取 扱 方 針

一般ニ觀察ヲ目的トスル支那渡航ハ當分ノ間之ヲ禁止スルコトトシ  
其ノ他特ニ支那渡航ヲ要スルモノニ對シテハ左記ニ該當スル場合ニ

限り所轄警察署長ニ於テ身分證明書ヲ發給シ渡航セシムルモノトス  
外地ニ於テモ本方針ニ準シ措置スルモノトス  
本方針ハ支那現地ノ事態ノ許スニ到リタルトキハ速ニ之ヲ緩和スル  
モノトス

記

- 一、慰問（前記又ハ演藝ニ依ル慰問ヲ含ム）ノ爲渡支セントスル者ハ  
團體ヲ含ムニ就テハ豫メ陸海軍省ノ承認ヲ得タルモノ
- 二、家事情務ノ爲一時渡支セントスル者ニ就テハ在支關係者ノ所轄領  
事館警察署ノ證明ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ
- 三、商取引ノ爲一時旅行セントスル者ニ就テハ在支關係會社、商店又  
ハ取引先ノ所轄領事館警察署ノ證明ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ
- 四、定住又ハ現地勤務ノ爲渡支セントスル者ニ就テハ行先地所轄領事  
館警察署ノ證明ヲ押捺セル文書ヲ有スルモノ又ハ在支陸海軍省  
給シタル軍屬タルノ身分證明書（呼稱證明書ヲ含ム）ヲ有スルモノ

支那の行政組織

取扱要領



一、日本内地及外地ヨリ視察之目的トスルモノニ非ズシテ特ニ支那領  
土ニ對シテハ左記  
ニ對シテハ左記  
ニ對シテハ左記  
ニ對シテハ左記

滿洲國在留者一時本邦ニ歸國シ支那ヲ經由歸航セントスルトキ亦  
同シ

付設附ノ編發支セントスル者ハ陸軍關係ニ在リテハ陸軍省司令部  
又ハ海軍司令部ニ送附シテ經由シ陸軍省陸軍部、海軍關係ニ

在リテハ陸軍部、海軍部又ハ地方海軍入隊部ニ送附シ海軍省軍  
務局第四課ニ送附シ其ノ承認ヲ受ケ第二編發式ニ依ル證明書

ヲ下附セラレタル者

(四) 近親者ノ募集及送附ニ已ムヲ得ザル場合及本邦在學中ノ支

那在住者ノ子女學中在學中利用シ編發ニ付シ書等送附用紙ノ類

一、陸軍省司令部、海軍省司令部、陸軍部、海軍部、地方海軍入隊部、海軍省軍務局第四課



昭和十七年七月二十九日  
陸軍省外令中支七二九号  
支那ノ及在ノ旨百四号

一、在支關係金社商店支ハ取引先下ノ間ニ現貨ニ商行爲存在シ又ハ  
其體のナル商號進出者ニシテ貸交セザルノ限ニ海軍省ニ對テ事情  
ノ爲取引ノ場合ニ於テ在支所轄領事館警察署發給ノ證明書ヲ  
所持スル者

但シ渡支後發領所轄地域ニ亙リ旅行セントスル者ハ其ノ一  
領事館警察署發給ノ證明書ヲ所持スルヲ以テ足ル  
白牛水介的ニ支那ニ居住スル者及シテ其ノ所屬ノ海軍省ニ在リテハ一般  
實務ニ從事又ハ在支商社ニ勤務スル者及其ノ家族ハ同様關係ニ  
ナル配屬者ニ對シテ亦使用人ヲ含ムニシテ行先地所轄領事館警察  
署發給ノ證明書ヲ所持スル者

現地軍ニ採用ニ依ル軍人又ハ附屬人ニシテ陸軍ニ在リテハ在支  
海軍省司令官部ニ對シテ海軍省ニ在リテハ海軍省司令官  
部ニ對シテ

部、在勤武官、根據地司令官部及特務部發給ニ係ル身分證明書  
所持スル者又ハ渡支後以上各軍關係ニ採用セララル見込ノ者  
ニシテ當該軍發給ノ呼称證明書ヲ所持スル者  
現地軍ニ配屬セララル軍屬又ハ軍屬備人ニシテ陸海軍省ニ在リテ  
採用セララル陸軍省ニ在リテハ第四號様式、海軍省ニ在リテハ第  
五號様式ニ依ル證明書ヲ發給セララル者  
現地勤務ノ軍屬又ハ軍屬備人ノ家族呼称ニヨリ渡支セントスル  
者ニシテ所屬部隊長發給ノ家族呼称許可書ヲ所持スル者  
從軍僧、從軍神官、從軍記者、從軍畫家等ノ從軍者ニシテ陸海  
軍省ノ發給スル從軍免許證ヲ所持スル者  
家族ノ死亡、急病其ノ他之ニ準スルハキ要急ノ際ニシテ所轄領事  
館警察署發給ノ證明書ノ下附ヲ受クル暇ナク眞ニ已ムヲ得ザル  
者

- (イ) 政治、經濟、文化的見地ヨリ事實處理ニ直接且積極的ニ關係スル者ニ對シテ
- (ロ) 外交、外務省ニ對シテ關係有シテ陸海軍省ニ對シテ關係有シテ
- (ハ) 陸海軍省ニ對シテ關係有シテ
- (ニ) 從軍僧、從軍神官、從軍記者、從軍畫家等ノ從軍者ニシテ陸海軍省ノ發給スル從軍免許證ヲ所持スル者
- (ホ) 家族ノ死亡、急病其ノ他之ニ準スルハキ要急ノ際ニシテ所轄領事館警察署發給ノ證明書ノ下附ヲ受クル暇ナク眞ニ已ムヲ得ザル者

政治、經濟、文化的見地ヨリ事實處理ニ直接且積極的ニ關係スル者ニ對シテ

ラノ與亞既ヨリハ第六號様式、事務省ヨリハ第七號様式ニ依ル  
證明書ヲ發給ト受ケタル者

(一) 時離國中ニ在支邦人又ハ新規渡支者ニ與ヘラレタル在支帝國  
領事館發給ノ證明書ニ其ノ同伴者トシテ明記セラレタル者

但シ婚姻ノ爲一時離國シタル者ノ身分證明書ニ一婚姻ノ爲離國  
スル一旨記載アリタルトキハ配偶者ノ氏名、年齢等ノ明記ア  
ルヲ要セズ

(二) 本邦ニ於テ婦女(藝妓、酌婦、女給等)雇入ノ爲一時離國シタ  
ル在支接客營業者ニ對シ與ヘラレタル在支帝國領事館發給ノ  
給ノ證明書ニ雇入買數ヲ明記セル場合其ノ買數ニ相當ナル被雇

婦女  
勞務領事館發給ノ證明書ニ適用ト受ケル者ニシテ雇傭セラレテ渡支セン  
トスル者ニ對シ渡支身分證明書ヲ發給セントスル場合ニ於テハ前

項ノ證明書ノ他ニ其ノ雇傭者ニ與ヘラレタル第八號様式ニ依ル事  
務省又ハ領事館長ノ發給ノ證明書ヲ必要トス

三 左記各號ニ該當スル渡支者ニ對シテハ警察署長渡支身分證明書ノ  
發給ヲ要セズ

(一) 公務ノ爲派遣セララルル官公吏(日系及招聘官公吏ヲ含ム)其ノ

他ノ者及現地赴任ノ官吏ノ家族使用人ニシテ永住ノ目的ヲ以テ  
官吏ノ任地ニ赴ク場合派遣官廳(公吏ニ對シテハ廳府縣長官)

ニ於テ發給セル第九號様式ニ依ル身分證明書ヲ所持スル者  
(二) 現役又ハ召集中ノ帝國軍人軍屬ニシテ制服ヲ着用スル者

(三) 現役又ハ召集中ノ帝國軍人軍屬制服以外ノ略服ヲ着用スル者ニ  
シテ陸軍ニ在リテハ第一〇號様式ニ依ル所屬隊長、海軍ニ在リ

テハ第一一號様式ニ依ル所屬艦長ノ發給スル身分證明書ヲ所持  
スル者

(四) 帝國政府發給ノ支那渡航旅券(臺灣籍民ニ對シ發給スル渡航時  
明書ヲ含ム)ヲ所持スル者

(五) 正規渡航者ノ同伴者ニシテ十五才未満ノ者  
(六) 時離國中ニ在支邦人ニシテ在支帝國領事館發給ノ證明書ヲ所

昭和二十二年三月  
外務省令ニ依ル



得たる者但し一時離國中者再渡支那證明書ノ有効期間ヲ経過  
シタル者ヲ除ク

四 警察局長ハ渡支身分證明書發給ニ關シテハ手数料ヲ徴收セザルモ  
ノトス

五 警察局長渡支身分證明書下附ノ出願アリタルトキハ第一ニ發給式  
ニ依ル願書ヲ徴シ本人ノ身分、職業、渡航目的、期間、關係文書  
等ヲ調査シ左ノ通り取扱フベシ

(1) 素性、経歴、平素ノ言動等不長ニシテ渡支後不正行爲ヲ爲スノ  
虞アリ者ニ對シテハ渡支身分證明書ヲ發給セザルコト

(2) 關係軍、官關係給ニ係ル文書未有ナル者ニ關シテ詐欺ノ方法ヲ以  
テ文書ノ交付ヲ受ケタル疑アリ又ハ身分關係ニ疑義アリ其ノ他  
特ニ阻止ヲ要スル場合ハ本省ニ稟請シ上其ノ措置ヲ決スルコト

(3) 取扱要領ニ(7)ニ該當スル者ニ對シ渡支身分證明書ヲ發給セン  
下スルトキハ之ヲ照スルニ足ル資料等ヲ慎重精査ノ上決スルコ  
ト

(二) 渡航ヲ阻止シタル場合ハ克ク渡航制限ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト

(1) 保釋中ノ者、刑ノ執行猶豫中ノ者、刑ノ執行停止中ノ者、假出  
獄中ノ者、其ノ他裁判ノ豫審又ハ公判ノ審理中ニシテ身柄不拘  
束ノ者等渡支ヲ出願シタル場合ハ豫メ所轄檢察局ト打合ノ上許  
否ヲ決定スルコト

(2) 關係軍、官職ニ於テ發給シタル證明書及其ノ他參考書類ハ許否  
決定ト同時ニ返戻スルコト

(3) 陸海軍省ノ許附ヲ受ケタル從軍者及興亞院又ハ外務省ノ渡支承  
認書ノ下附ヲ受ケタル者ニ對シ渡支身分證明書ノ發給ヲ拒否シ  
タルトキハ速ニ其ノ理由ヲ附シ本省ニ報告スルコト

(4) 取扱要領ニ依ル第八號様式證明書所持者ニ對シ身分證明書ノ  
發給ヲ拒否シタル場合ハ之ヲ發給シタル證明書所持者ノ長  
官所長ニ照申書ヲ提出及氏名ヲ通報スルコト

(5) 年齢が満二十以上三十年未満ノ男子及年令十二年以上二十年未満  
ノ女子ニ對シテハ其ノ他之ヲ發給シタル場合ハ一青少年入制限令及同關係法

令ノ適用ノ有無ニ關シ調査ヲ爲スコト

(四) 取扱要領一ノ(三)ニ該當スル在支接客營業者ノ本邦ニ於テ雇入レタル婦女ニ對シ渡支身分證明書ヲ與ヘントスル場合ハ各警察署毎ニ營業者ノ所持スル在支領事館警察署發給ノ證明書ニ其ノ發給セシ員數ヲ記入シ署名印ヲ押捺スルコト

取扱要領一ノ(四)但書ニ該當スル配偶者ニ對シ渡支身分證明書ヲ與ヘントスル場合ハ婚姻ノ爲一時歸國シタル者ノ所持スル在支領事館警察署發給ノ證明書ニ配偶者ノ氏名、年令ヲ記載シ署名印ヲ押捺スルコト

(四) 十五才未滿ノ同伴者ハ之ヲ世帯主其ノ他ノ引卒者ノ渡支身分證明書ニ併記シ寫眞ハ之ヲ省略スルコト

(四) 關係簿、官廳團體ニ對シ證明書ヲ發給スルコト  
様式ニ依ル團體渡支身分證明書ヲ發給スルコト

(四) 渡支身分證明書再下附ノ出願アリタル場合ハ其ニ發給シタル警察署ニ願人ノ寫眞ヲ添附照會ノ上事實量相違ナキトキニ限り再

下附ヲ爲スコト

(カ) 一時歸國中ノ在支邦人ニ對シ在支帝國領事館發給ノ證明書ヲ所持スル者再渡支前證明書ノ有効期間ヲ經過シタル爲證明ヲ出願シタルトキハ其ノ遅延ニ付正當ノ理由アル場合ニ限り居所又ハ出發港(航空機ノ出發地ヲ含ム)所轄警察署長ハ其ノ所持スル在支帝國領事館發給ノ證明書ニ奧書證明ヲ爲スコト

六 出發港又ハ航空機ノ出發地所轄警察署長ハ正規ノ手續ニ依ラズ又ハ一時歸國者ニシテ證明書ノ有効期間ヲ失シタル者ヲ發見シタルトキハ乗船又ハ塔乗ヲ阻止スルコト

證明書ノ發給手續ニ瑕疵アリト認メラルル場合ハ重大ナル支障ナキ限り之ヲ發給シタル關係方面ニ通報シ注意ヲ喚起スルニ止メ其ノ乗船又ハ塔乗ヲ阻止セザルコト

七 警察署長ノ發給セル渡支身分證明書ニ關シテハ第一四號様式ニ依リ毎月末日現在ヲ以テ調査シ翌月十日迄ニ本省ニ報告ノコト

第一號様式

渡支身分證明書

姓	名
氏	

本籍  
現住所  
職業

一、支那へ渡統テ必要トスル

目的  
理由  
期間

右證明書

年 月 日

警察署長官 氏

名 印

氏

生年  
月名  
日

第十一號様式（海軍省ノ分）

身分證明書

官 氏

年月日生

右ハ  
ノ爲渡支スルモノナリ

右證明ス

昭和 年 月 日

廳長 氏

名 印

第十二號様式

寫 眞

渡支身分證明書下附願

一 本 籍

二 現住所

三 職 業

四 氏 名（及別名）

五 兵役關係

六 支那ニ渡航ヲ必要トスル目的理由

七 渡航ノ経路及行先地

八 期間 自昭和 年月 日 至昭和 年月 日

九 關係軍官廳發給證明書

年 月 日生

